

シンポジウム「世田谷版地域包括ケア10年」

第1部

世田谷区の 地域包括ケア10年の歩み

保健福祉政策部 保健福祉政策部

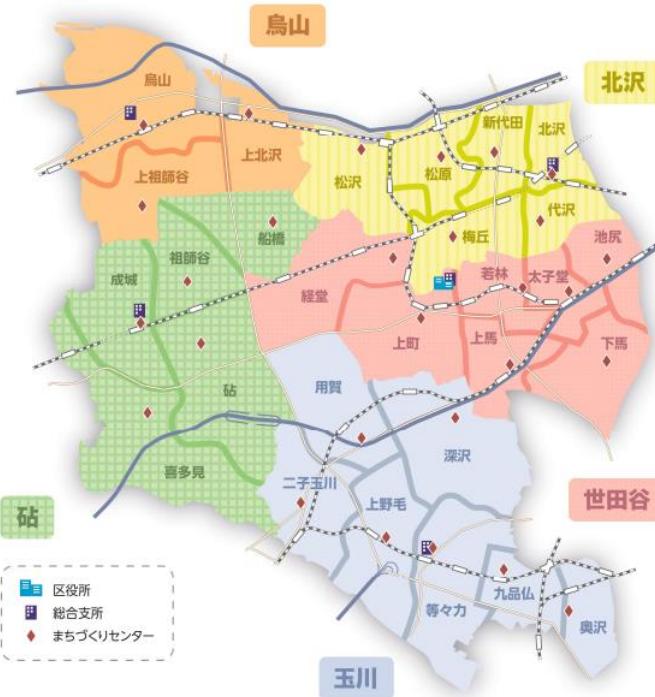
田中 耕太

地域包括ケアシステム と 世田谷版地域包括ケアシステム

世田谷区の概要

令和7年4月 (※)令和6年3月31日

総 人 口	926,103 人
世 帯 数 (1世帯平均)	505,769世帯 (1.83人)
0~14歳	103,135 人 (11.1%)
15~64歳	632,492 人 (68.3%)
65歳以上	190,476 人 (20.6%)
要支援・要介護(※) 認定者数(65歳以上)	41,581 人
認知症症状の出現率(※) (日常生活自立度Ⅱ以上)	26,084 人
平均寿命 令和2年 国勢調査	男性 83.2歳 (全国14位) 女性 88.9歳 (全国 6位)



障害者 (難病含む)	令和6年4月 47,622人
生活保護受給者(※) (保護率)	10,261人 (11.1%)

地域包括ケアシステムとは (介護保険法)

医療や介護が必要になつても、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるようにしていくこと

平成17年（2005）：介護保険法の改正時に提起

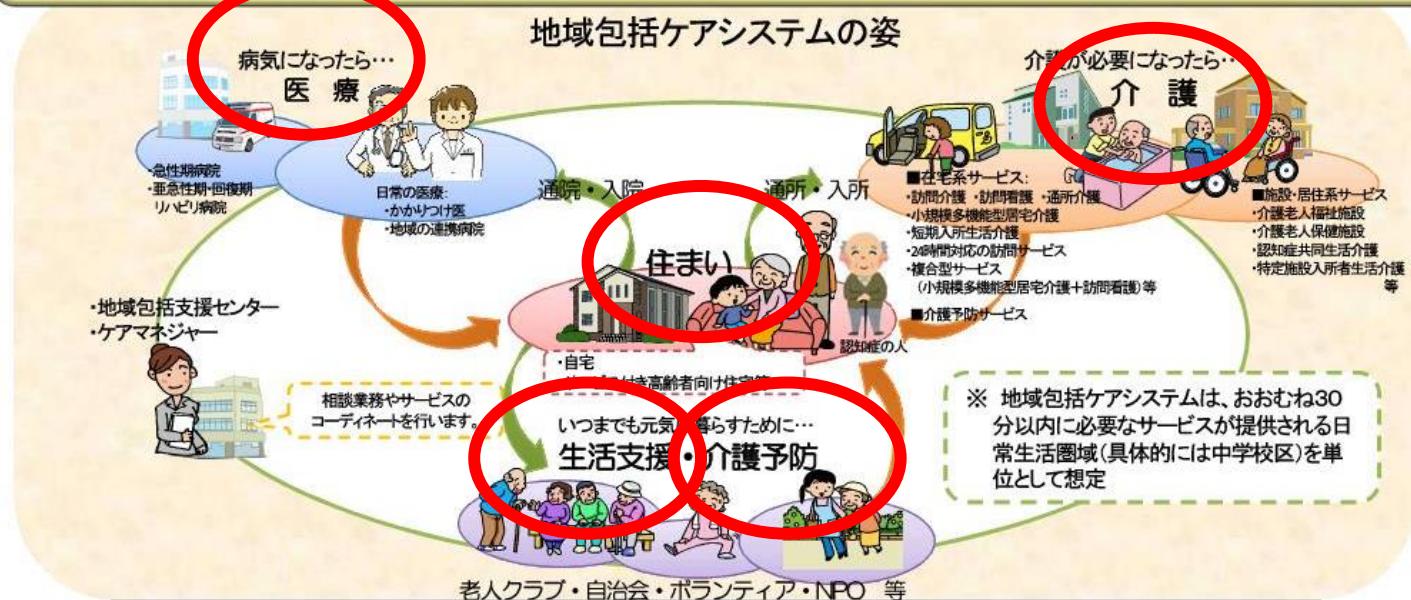
平成20年（2008）：「地域包括ケア研究会」（厚生労働省）による検討がスタート

平成24年（2012）：介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律施行

地域包括ケアシステム（厚生労働省）

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。

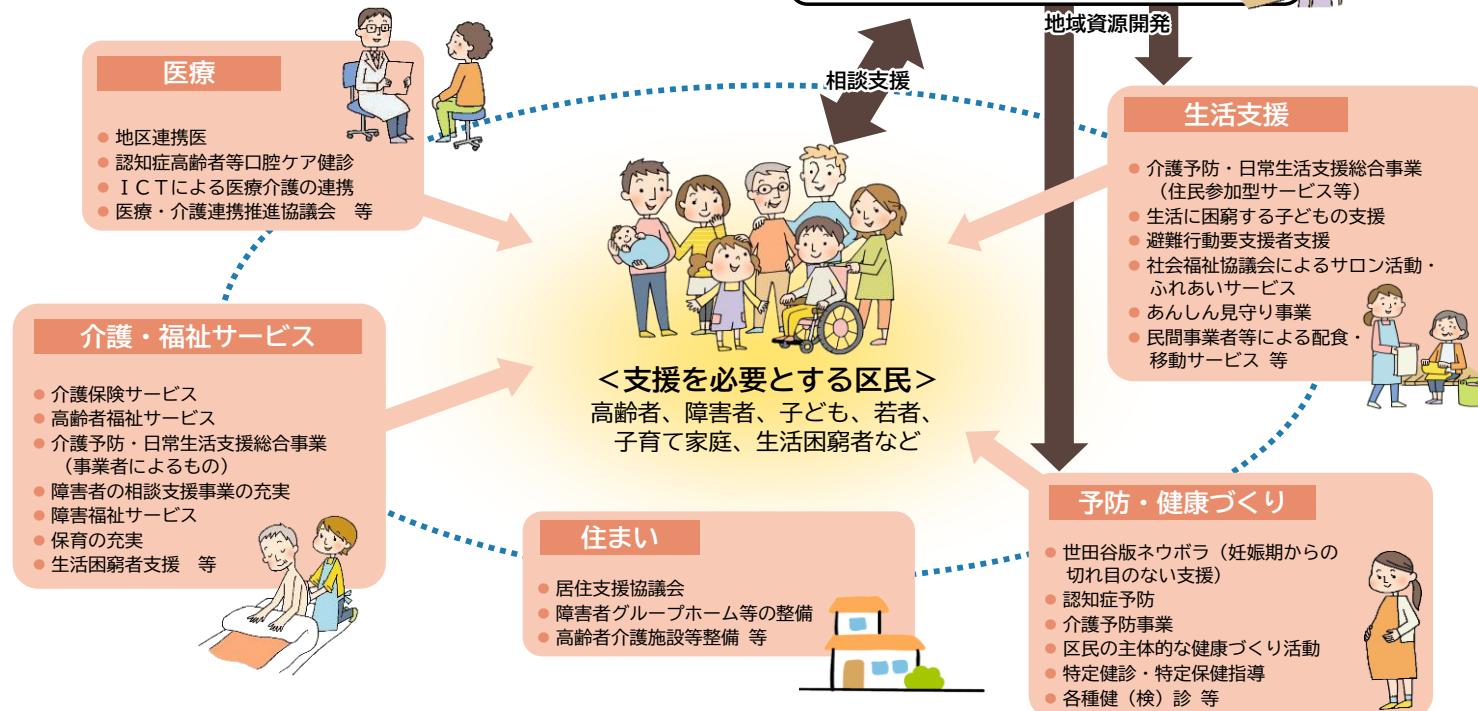
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



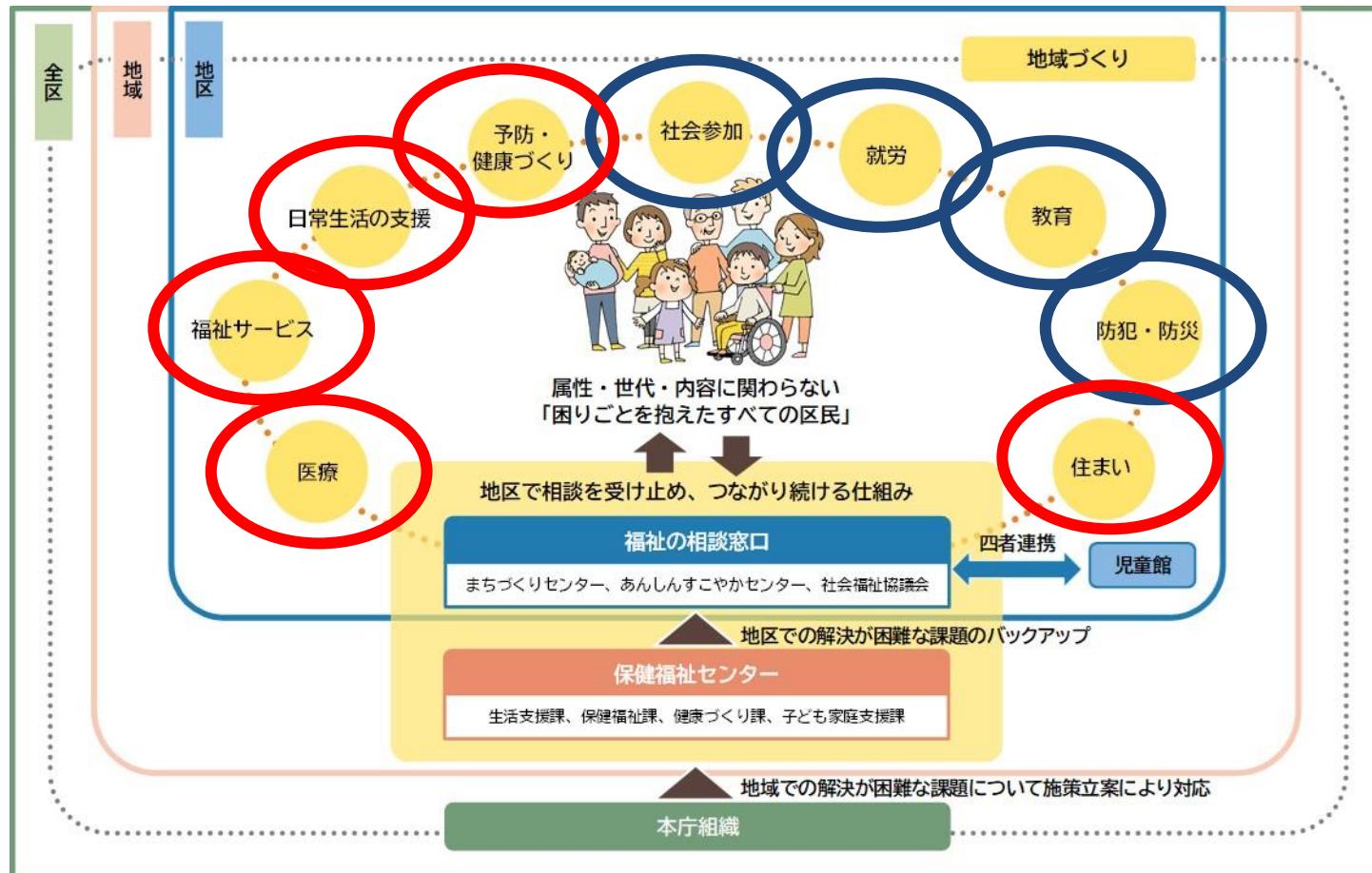
世田谷区版地域包括ケアシステム（平成28年(2016)～）

世田谷版地域包括ケアシステム

高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭など誰もが住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・福祉サービス、予防・健康づくり、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指す。



世田谷版地域包括ケアシステム（令和6年度(2024)～）



世田谷版地域包括ケアシステムの主な特徴

	平成28年度(2016)～	令和6年度(2024)～
対象者	高齢者のみならず、属性・世代・内容に関わらない 困りごとを抱えたすべての区民 を対象としている	
要素	「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「日常の生活支援」 の5つの要素	これまでの5要素に、 「社会参加」「就労」「教育」「防犯・防災」 4つの新たな要素を加えた 9つの要素
取組み	「地域包括ケアの地区展開」 (福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり)	

世田谷版 地域包括ケアシステムの歩み

世田谷版地域包括ケアシステムの沿革

年	施策	内容
平成3年(1991)	区独自の地域行政制度発足	本庁、総合支所、出張所の三層構造の体制整備
平成22年(2010)	出張所・まちづくりセンター・あんしんすこやかセンターの一体整備計画	幅広い相談対応、迅速なサービス対応、身近なまちづくり活動の充実
平成26年(2014)	世田谷区地域保健医療福祉総合計画（平成26年度～平成35年度(2014～2023)）	地域包括ケアシステムの構築、推進（地区における総合相談の整備、地域ケア会議の充実、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地区におけるネットワークの構築、社会資源開発、5つの要素）
平成26年(2014)	地域包括ケアの地区展開 1地区モデル実施	砧地区にてモデル事業実施 「福祉の相談窓口」「三者連携会議」開始
平成27年(2015)	地域包括ケアの地区展開 5地区モデル実施	砧地区、池尻地区、松沢地区、用賀地区、上北沢地区
平成28年(2016)	地域包括ケアの地区展開	全地区展開（令和元年に新設二子玉川地区も実施）
平成28年(2016)	マニュアルの改訂（まちづくりセンター）	地区アセスメントの共通化

世田谷版地域包括ケアシステムの沿革

年	施策	内容
令和2年(2020)	世田谷区子ども計画（第2期）後期計画（令和2年度～令和6年度(2024～2031)）	まちセン・あんすこ・社協と児童館が連携して地域包括ケアの地区展開を実施
令和4年(2022)	世田谷区地域行政推進条例の制定	福祉の相談窓口、参加と協働による地域づくり、児童館含めた四者連携について明記。（第9条）
令和4年(2022)	まちセン・あんすこ・社協一 体整備	全地区の一体整備完了
令和4年(2022)	児童館を加えた四者連携	地域包括ケアの地区展開に児童館が加わる
令和6年(2024)	世田谷区地域保健医療福祉総 合計画（令和6年度～令和1 3年度(2024～2031)）	要素を9つに拡充、重層的支援体制整備事業。

世田谷区地域行政推進条例の中の世田谷版地域包括ケアシステム

世田谷区地域行政推進条例の制定（令和4年(2022)10月）

区が、区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現する

（地域包括ケアの地区展開に係る機能の充実）

第9条

まちづくりセンター等は、地域包括ケアの地区展開のため、総合支所、本庁等との連携のもと、情報通信技術を活用し、相談、手続等の福祉の相談窓口における機能の充実を図るものとする。

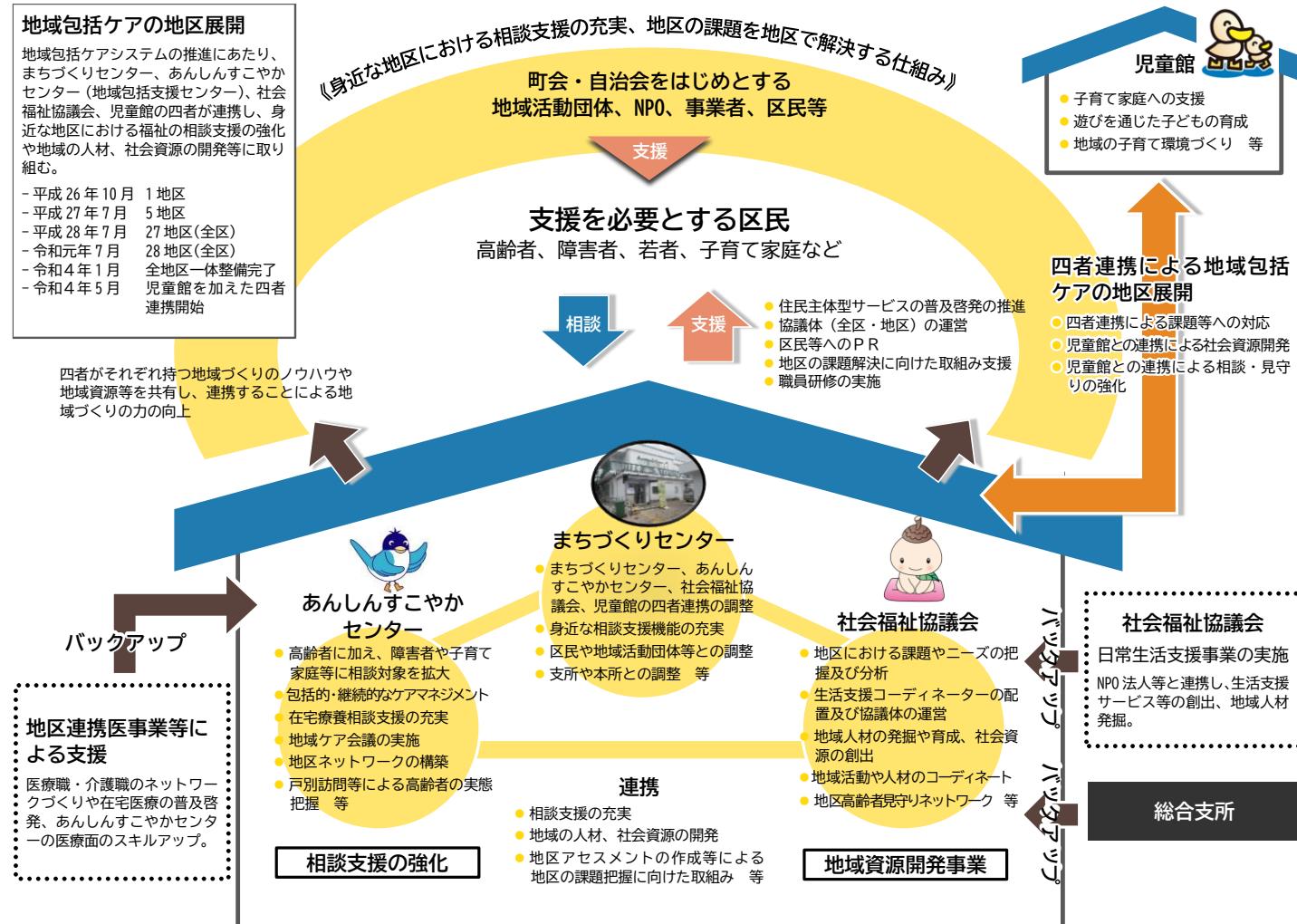
第9条2

まちづくりセンター等及び児童館は、地域包括ケアの地区展開のため、地区における福祉に係る課題の解決のために必要な人材、場所、情報、技術等の社会資源の開発及び区民との協働による福祉に係るまちづくりの促進を図るものとする。

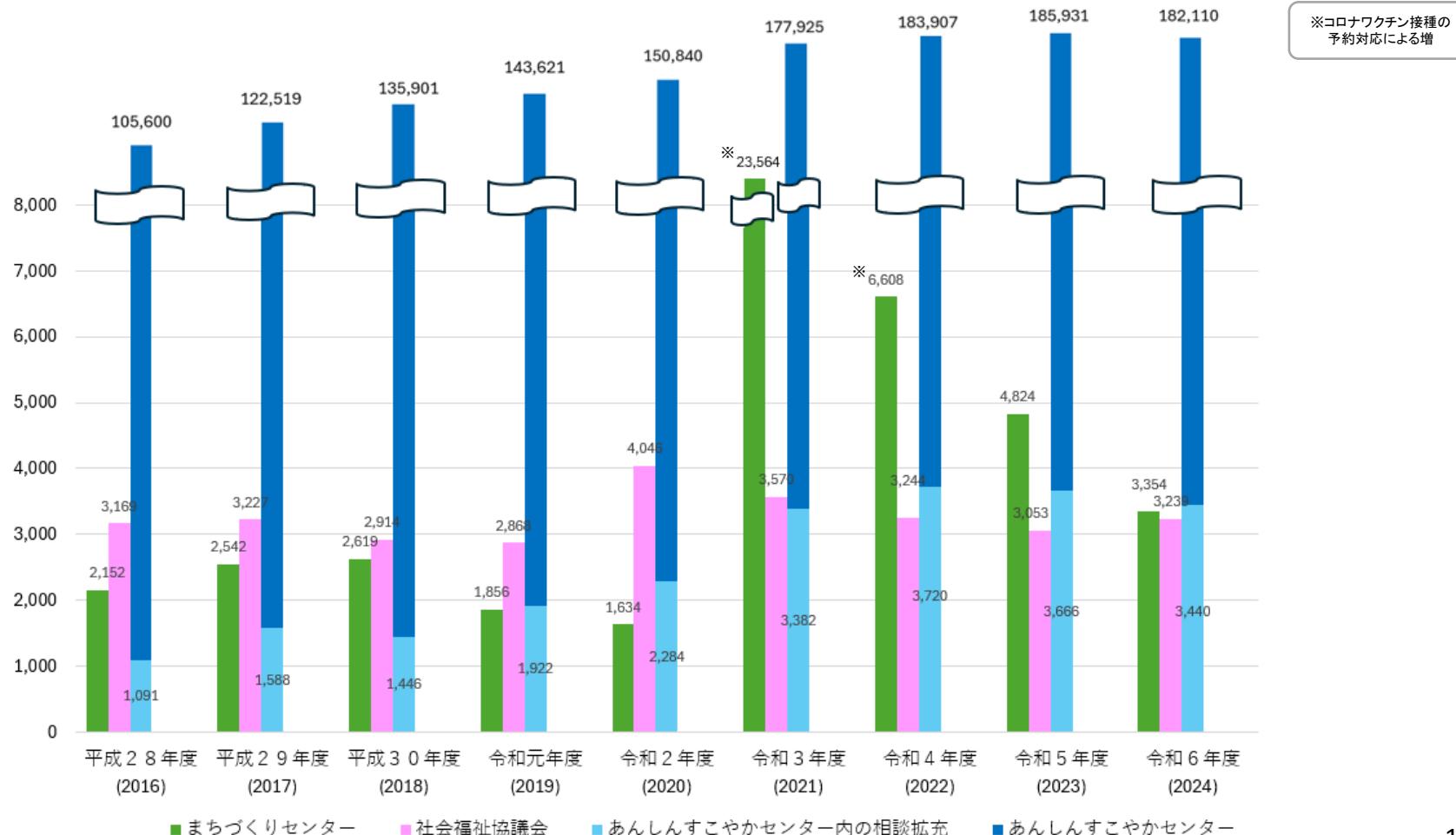
福祉領域と区民生活領域の連携が図られた。

地域包括ケアの地区展開

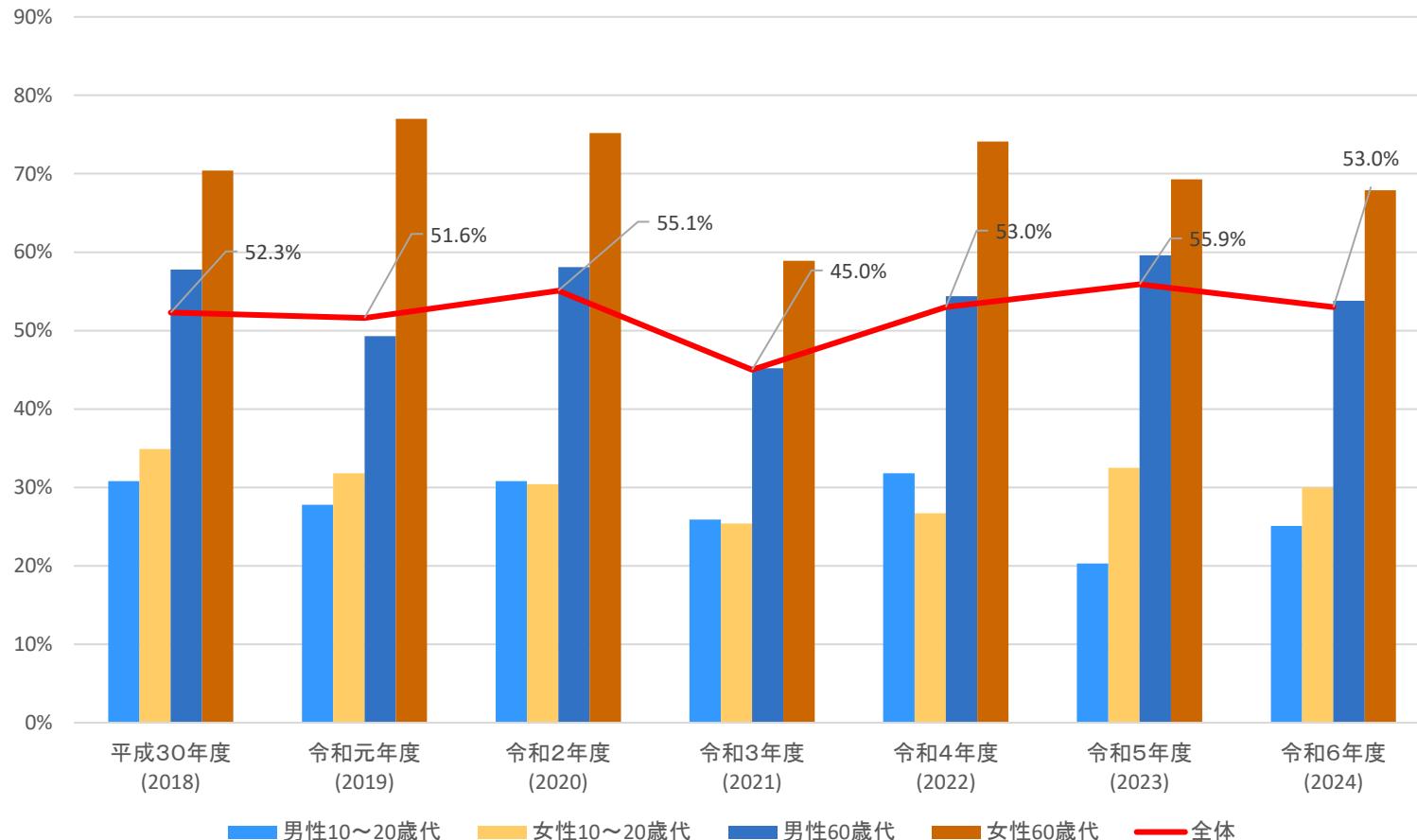
地域包括ケアの地区展開のイメージ



福祉の相談窓口 相談件数（件）



福祉の相談窓口 認知度 (%)



地域包括ケアの地区展開（一体整備）

砧まちづくりセンター (モデル事業実施)



■ 砧まちづくりセンターの外観



事務室の風景

参加と協働による地域づくり 活動紹介



地域カフェ

「高齢者や障害者も行きやすい身近なところに、誰でも気軽にお茶を飲んだりおしゃべりができる、相談もしやすい場所を作りたい」という地域の皆さんの熱意により、運営されています。



ボッチャ交流会

障害に対する理解を広く深めるため、小・中学生や障害のある方が参加するボッチャ交流会を開催する等、誰もが住みやすいまちづくりに取り組んでいます。



上馬まちなかクリーン作戦

「高齢になって家の前の落ち葉が掃けない」との声をきっかけに、地域住民の困りごと解決のために、地区の様々な団体が参加して各町会エリアを順番に巡りながら助け合いの輪を広げています。



地区の課題を地区で解決！

地域包括ケアの地区展開報告会

地域包括ケアの地区展開報告会

～誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざして～

平成 29 年度

11月16日(木) 砧区民会館「成城ホール」

午後1時30分～4時15分(予定)



あんしんすこやかセンター
イメージキャラクター
あんすこ君

(敬称略)

開会

開会の挨拶

保坂 展人(世田谷区長)

基調講演 「地域包括ケアシステムの推進」 中村 秀一(国際医療福祉大学大学院教授、
世田谷区地域保健福祉審議会会長)

— 休憩(10分) —

事例発表(午後2時30分)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 発表① 北沢地区 | 見守りを推進し孤立を防ぐ。サロン設置・賃物支援 |
| 発表② 用賀地区 | 集合住宅における高齢者見守り体制の構築 |
| 発表③ 砧地区 | 大蔵住宅建替えに伴う居住者支援 |
| 発表④ 池尻地区 | 教育機関と連携した高齢者見守りの取組み |
| 発表⑤ 上北沢地区 | 地区診断から～まちの課題を共有・解決へ |



田口地区保健キャラクター
ココロン



各地区の取組みを全体共有する場

ご清聴ありがとうございました。